

令和7年6月9日

今治市土地利用調査委員会の運用改正について

建設部都市政策局都市政策課
都市政策課長

今治市土地利用調査委員会は、都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為の許可に関連する関係行政事務担当課との連絡調整の円滑化を図ることを目的として、1,000㎡以上の開発行為について審査を行っています。

一方、令和6年7月1日に施行した「都市計画法第32条に基づく協議及び帰属・管理の手引き」によって、公共施設の整備を伴う開発行為について「開発行為事前協議」が制度化されたこととともない、審査期間の短縮・効率化の観点から以下のとおり今治市土地利用調査委員会の運用を改正することとしました。

1. 土地利用調査委員会の審査を要する開発面積の規模

(1) 開発行為事前協議済みの申請案件

開発面積：2,000㎡以上

(2) 開発行為事前協議を行っていない申請案件

開発面積：1,000㎡以上

2. 適用日

令和7年7月1日以降の開発許可申請から適用